

告示第138号

北海道医師会役員・裁定委員の選挙結果に関する告示

6月14日（土）開催の第169回定時代議員会において、北海道医師会役員・裁定委員の選挙を施行いたしました。

その結果、下記のとおり当選者が決定いたしましたので、本会定款施行規則第34条の規定に基づき告示いたします。

記

会長候補者（理事）（定数1人）

1. 松^{まつ} 家^か 治^{はる} 道^{みち}（再）

副会長候補者（理事）（定数3人）

1. 鈴^{すず} 木^き 伸^{のぶ} 和^{かず}（再）
2. 佐^さ 古^こ 和^{かず} 廣^{ひろ}（再）
3. 藤^{ふじ} 原^{わら} 秀^{ひで} 俊^{とし}（再）

常任理事候補者（理事）（定数14人）

- | | |
|---|--|
| 1. 目 ^め 黒 ^{くろ} 順 ^{じゅん} 一 ^{いち} （再） | 2. 村 ^{むら} 上 ^{かみ} 学 ^{まなぶ} （再） |
| 3. 青 ^{あお} 木 ^き 秀 ^{ひで} 俊 ^{とし} （再） | 4. 長 ^は 谷 ^せ 部 ^べ 千 ^ち 登 ^と 美 ^み （再） |
| 5. 水 ^{みず} 谷 ^{たに} 匡 ^{まさ} 宏 ^{ひろ} （再） | 6. 山 ^{やま} 科 ^{しな} 賢 ^{けん} 児 ^じ （再） |
| 7. 伊 ^い 藤 ^{とう} 利 ^{とし} 道 ^{みち} （再） | 8. 高 ^{たか} 橋 ^{はし} 聡 ^{さとし} （再） |
| 9. 橋 ^{はし} 本 ^{もと} 洋 ^{よう} 一 ^{いち} （再） | 10. 荒 ^{あら} 木 ^き 啓 ^{ひろ} 伸 ^{のぶ} （再） |
| 11. 寺 ^{てら} 本 ^{もと} 瑞 ^{みず} 絵 ^え （再） | 12. 白 ^{しら} 崎 ^{さき} 修 ^{しゅう} 一 ^{いち} （再） |
| 13. 末 ^{すえ} 岡 ^{おか} 裕 ^{ひろ} 文 ^{ふみ} （新） | 14. 菅 ^{すが} 田 ^た 忠 ^{ただ} 夫 ^お （再） |

理事（定数11人）（ブロック順）

- | | |
|--|--|
| 1. （中央）今 ^{こん} 真 ^{まさ} 人 ^と （再） | 2. （中央）坂 ^{さか} 本 ^{もと} 孝 ^{たか} 志 ^し （新） |
| 3. （道南）小 ^こ 西 ^{にし} 宏 ^{ひろ} 明 ^{あき} （再） | 4. （後志）大 ^{おお} 本 ^{もと} 晃 ^{あき} 裕 ^{ひろ} （新） |
| 5. （日胆）沖 ^{おき} 一 ^{いち} 郎 ^{ろう} （再） | 6. （空知）小 ^こ 西 ^{にし} 勝 ^{かつ} 人 ^{ひと} （再） |
| 7. （道北）中 ^{なか} 條 ^{じょう} 拓 ^{たく} （新） | 8. （北見）吉 ^{よし} 田 ^だ 茂 ^{しげ} 夫 ^お （再） |
| 9. （道東）稲 ^{いな} 葉 ^は 秀 ^{しゅう} 一 ^{いち} （再） | 10. （道東）柴 ^{しば} 田 ^た 香 ^か 織 ^{おり} （再） |
| 11. （医育）西 ^{さい} 條 ^{じょう} 泰 ^{やす} 明 ^{あき} （新） | |

監 事 (定数 3 人)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 阿久津 光 之 (再) | 2. 梶 良 行 (再) |
| 3. 松 岡 伸 一 (新) | |

裁 定 委 員 (定数11人)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 齋 藤 洸 (再) | 2. 大 平 啓 二 (再) |
| 3. 深 町 知 博 (再) | 4. 足 永 武 (再) |
| 5. 今 哲 二 (再) | 6. 原 田 一 道 (再) |
| 7. 横 串 算 敏 (再) | 8. 杉 元 紘 一 (再) |
| 9. 近 藤 真 章 (再) | 10. 竹 内 守 (再) |
| 11. 安 井 隆 弘 (再) | |

代議員会議長 おお はら まさ のり
大 原 正 範 (新)

代議員会副議長 たき やま よし ゆき
滝 山 義 之 (新)

※ 北海道医師会役員・裁定委員の任期は、令和 7 年 6 月 14 日から 2 年後の令和 9 年 6 月開催予定の定時代議員会の終結の時までとなります。なお、会長・副会長・常任理事については、代議員会終了後に開催された理事会にて、それぞれの候補者が選定されております。

※ 北海道医師会代議員会議長・副議長の任期は、代議員の任期に基づき 2 年間となります。

※ 本表における副会長、常任理事、監事、裁定委員の記載順序は、本会定款施行規則第 24 条第 2 項「前項の候補者名簿の記載順序は、選挙管理委員会委員長がくじで決める。」に基づきます。なお、理事はブロック順に掲載しております。